

介護タクシーサービス重要事項説明書（訪問介護）

（2023年8月1日現在）

介護タクシーサービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1. 事業者(法人)概要

事業者名称	有限会社 エース代行サービス
事業者所在地	〒424-0114 静岡県清水区庵原町156-7
代表者氏名	代表取締役 望月 満也
設立年月日	1990年 8月 1日
電話／FAX番号	054-364-1121 / 054-364-9559

2. 事業所概要

事業所名称	エース介護タクシー
事業所所在地	〒424-0114 静岡県清水区庵原町156-7
管理者氏名	望月 満也（代表取締役・サービス提供責任者）
電話／FAX番号	054-364-1121 / 054-364-9559
事業所番号	2274202627
実施地域	静岡市
営業時間	平日：午前7時～午後6時、土、祝：午前7時～午後4時 （営業時間外の対応も相談に応じます）（日曜日定休日）
第三者評価の実施の有無	無し

3. 職員概要

法定乗務員	常勤社員（訪問介護員）	14名
道路運送法第80条乗務員	常勤社員（訪問介護員）	20名(法定乗務員を含む)

4. 提供するサービスの概要（一般常用旅客自動車運送事業の患者等輸送事業）

介護タクシーサービスの内容	・送迎サービス ・移動介助サービス	・乗降介助サービス ・付添等サービス
---------------	----------------------	-----------------------

5. 利用料金（介護保険適用外の付き添い等を含む場合）

- ① 利用者が負担する利用料金は原則として、中部陸運局の認可を受けた介護保険適用運賃および介護保険制度による費用の1割～3割負担分です。
 - ② 状況により下記料金が加算される場合があります。
 - ・2人訪問（乗降介助の場合実費、身体介護の場合1割～3割負担分）
 - ・早朝加算（午前6時～午前8時）・夜間加算（午後6時～午後10時）
 - ・深夜加算（午後10時～午前6時）
 - ③ 介護保険適用外の付き添い等に要する料金は、ヘルパー実費分に相当する金額です。
- ※本サービスはケアマネージャーのプランに基づいて行うものです。詳細は担当ケアマネージャーにご確認ください。

重要事項説明書追加項目

6. 利用料金

○訪問介護加算項目

負担割合	乗降介助	乗降介助夜朝	身体介護1	身体介護1夜朝
1 割	21円	26円	53円	66円
2 割	42円	52円	106円	132円
3 割	63円	78円	159円	198円

負担割合	身体1, 2人対応	身体1, 2人対応夜朝
1 割	106円	132円
2 割	212円	264円
3 割	318円	396円

※自己負担 1 割・2 割又は 3 割にてお支払い頂きます。

※利用された訪問介護サービスの都度単位数に 20.7%を

介護職員処遇改善加算として算定します。

※上記料金は単価に地域別(6 級地)10.42 をかけて表記してあります。

6. 利用料金支払方法

対応時、もしくは月末締にてご請求させていただきます。

現金もしくは振込でお支払ください（振込手数料はご負担ください）。

7. サービス利用禁止事項

利用者又はその家族等が、事業者やサービス従事者に対して利用を継続しがたい程の不信行為（暴言・暴行・セクシャルハラスメント等）を行い、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることもあります。

8. 虐待防止

事業者は利用者等の人権擁護・虐待防止のために研修等を行い、その担当者は管理者とします。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 事業者及びその従業者は、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密事項を正当な理由なく、在職中及び退職後において第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ② 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な HV 扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ③ 事業所は、利用者の個人情報について利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族や主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 介護タクシーサービスに関する苦情

受付窓口	望月 満也（サービス提供責任者）
電話／FAX番号	054-364-1121 / 054-364-9559

12. 契約終了について

- ① 利用者の都合で継続サービスを終了する場合には、いつでも無償で解約することができます。
- ② 当社の都合で継続サービスを終了する場合には、その1ヶ月前までに文書等でご通知いたします。
- ③ 利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合等、双方の通知がなくても自動的に契約を終了する場合があります。

説明年月日： 令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記の通り重要事項を説明しました。

【説明者】	所在地	静岡市清水区庵原町156-7
	法人名	有限会社 エース代行サービス
	代表者	代表取締役 望月 満也
	事業者名	エース介護タクシー

Ⓔ

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、事業所が円滑なサービスを提供するために実施されるサービス提供者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、必要最小限度の範囲内で、利用者及び利用者家族の知り得た個人情報を用いることに同意します。

【利用者】	住所	静岡市 区
-------	----	-------

電話番号

ふりがな
氏 名

【利用者家族または代理人】（代筆または代理人を選定した場合）

住所

電話番号

ふりがな
氏 名

介護タクシーサービス契約書

様（以下「利用者」）と、有限会社エース代行サービス（以下「事業者」）は、事業者が利用者に提供する介護タクシーサービスについて、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

1. この契約は、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、移動全般に渡るサービスの提供を、事業者が利用者に請け負って行う介護タクシーサービスについて定めたものです。

第2条（介護タクシーサービスの内容）

1. 事業者は、専門資格を有する乗務員による介護タクシーを、利用者の依頼に基づいてその都度派遣します。

第3条（契約の期間）

1. この契約の期間は、利用者の依頼に基づいた期間までとし、特に双方より申し出がない限り、自動的に継続されるものとします。
2. 前条にかかわらず、利用者・事業者共に、第8条に基づく申し出があった場合には、契約を終了することができます。

第4条（介護タクシーサービス計画）

1. 事業者は、介護タクシーサービス計画を作成した場合には、利用者またはその家族に当該計画の内容を説明し、且つ常にその実施状況を把握して必要に応じて当該計画の変更を行います。
2. 利用者はいつでもその希望により、サービスの内容を変更することができます。

第5条（秘密保持義務）

1. 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び利用者家族の秘密保持義務を負います。
2. 事業者及びその従事者は、利用者及び利用者の家族の個人情報を、利用者へのサービス提供に関する目的以外に使用することはできません。

第6条（利用料金）

1. 利用者は事業者へ、サービスに要する費用をこの契約に基づき遅延なく支払います。
2. 事業者は、サービスの提供にあたり、あらかじめ利用者及び利用者家族に対し、当該サービスの内容と費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第7条（利用料金の支払い方法）

1. 現金でのお支払いは、送迎終了後精算、もしくは月末締めで請求書を発行後精算いただきます。
2. 金融機関でのお支払いは、振込のみ対応しております。この場合、振込手数料は利用者負担とし、金融機関通帳記帳もしくは明細票をもって領収書とします。

第8条（契約の終了）

1. 利用者は次の事由により、事業者へ申し出ることで、この契約をいつでも無償で終了することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない時
 - ②事業者が社会理念に逸脱した行為を行った時

2. 事業者は原則としてこの契約を解約することはできませんが、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められるときは、文書で1ヶ月の予告期間において、その理由を通知することにより、未払い費用を清算した上でこの契約を終了することができます。
3. 利用者が死亡した場合、この契約は自動的に終了し損害賠償義務は発生しないものとします。

第9条（損害賠償）

1. 事業者は、本契約によるサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者はこの契約に違反し、あるいは事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第10条（情報の提供・開示義務・使用に関する同意）

1. 事業者はいかなる状況においても、利用者より請求があった場合には、その求めに対して直近のサービス内容及びその実施状況に関する書類を交付します。
2. 事業者が円滑なサービスを提供するために実施するサービス担当者会議及びサービス提供責任者との連絡調整等において、必要最小限の範囲内で利用者及び利用者家族の情報を利用することに、利用者は予め同意します。

第11条（裁判管轄）

1. 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第12条（信義義務）

1. この契約に定めのない事項については、介護保険法のその他の関係法令に従い、利用者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

附則

上記の契約の成立を証する為および添付された重要事項説明書に基づいて重要事項の説明が行われたことを証する為に、本契約書（契約内容記載・利用者保管）と契約が行われたことを証する別紙契約証書（契約証明書・事業者保管）各1通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上各自その1通を所持します。

説明年月日 令和 年 月 日

介護タクシーサービスの契約にあたり、別添重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を行い、且つ本契約書に記載された内容にて介護タクシーサービスの提供を行うことを証します。

所 在 地	静岡県清水区庵原町156-7
法 人 名	有限会社 エース代行サービス
代表者名	代表取締役 望月 満也
事業所名	エース介護タクシー

⑨

介護タクシーサービス契約証書

介護タクシーサービスの提供を受けるにあたり、別添重要事項説明書（利用者保管）に基づいて、エース介護タクシーより重要事項の説明を受け、且つ別紙契約書（利用者保管）に記された内容にてエース介護タクシーと介護タクシーサービスの契約を交わしたことを証します。

契約日： 令和 年 月 日

【利用者】

住 所 静岡市 区

電話番号

ふりがな
氏 名

【利用者家族または代理人】（代筆または代理人を選定した場合）

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名